

第2回検討委員会における主な意見と対応

令和7年11月17日

福井県



第2回検討委員会における主な意見と対応

項目	第2回検討委員会資料のページと見出し	意見		対応
海岸保全基本計画素案	資料2 p.65 低地における越波越流対策	①	・一番下に「高潮偏差」と記載があるが、前のページでは「潮位偏差」と表記されているので、用語を統一したほうが良いと考える。(柴田委員)	・当該箇所およびその他該当箇所「潮位偏差」に表記を統一 →資料-2 第3回福井県海岸保全基本計画検討委員会説明資料 p.65
	資料2 p.66 低地における越波越流対策	②-1	・順応的適応策で図示している設計耐力は、シナリオが上振れした場合のものであり、上振れが明らかになった段階で、上振れした耐力を目指すことを意図している。県の順応的適応策のとらえ方は、平均的なシナリオの耐力を目標として、施設更新時に見直すというものであり、本来の順応的適応策の考え方とは異なっている。(安田委員)	・順応的適応策に関する記載について、供用開始時は中位シナリオで設計耐力を確保し、上振れが明らかになった段階で順応的に対応する旨に更新 →資料-2 第3回福井県海岸保全基本計画検討委員会説明資料 p.66、67
		②-2	・図示している従来の考え方と順応的適応策の間には、事前適応策があり、これも上振れした場合の耐力を目標としたものである。港湾区域の防波堤など、地盤改良を伴う施設の場合、手戻りがないように先行して上振れを目標とした整備を実施すべきである。施設によっては、事前適応策が必要である旨が不足していると考えられるため、追記していただきたい。(安田委員)	・事前適応策に関する記載を追記。また、各施設の利用状況や構造的な特性などに応じて、事前適応策、順応的適応策のどちらの策を採用するか、または組み合わせるかについて判断する旨を記載 →資料-2 第3回福井県海岸保全基本計画検討委員会説明資料 p.66
	資料2 p.67 津波における浸水対策	③	・設計津波水位に関する記載は、現時点を想定した文章となっているため、気候変動による平均海面水位上昇を踏まえて検討する旨を記載したほうが良いと考える。(安田委員)	・2100年までの平均海面水位上昇量を考慮して設計津波水位を設定する旨を記載 →資料-2 第3回福井県海岸保全基本計画検討委員会説明資料 p.68

第2回検討委員会における主な意見と対応

項目	第2回検討委員会資料のページと見出し	意見		対応
海岸保全基本計画素案	資料2 p.68 海岸侵食への対応	④	・侵食への対応として、砂浜の保全・回復について記載されているが、最初の段落では、すでに発生している侵食に対する記載、次の段落では、予測を重視した順応的砂浜管理の考え方に沿って対策を実施していく旨の記載がある。順応的砂浜管理の記載の前に、気候変動によって汀線後退が予測されている旨を記載したほうが良いと考える。(安田委員)	・今後、予測を重視した順応的砂浜管理の考え方に沿って対策を実施していく記載の前に、平均海面水位の上昇に伴い、汀線後退が予測されている旨を記載 →資料-2 第3回福井県海岸保全基本計画検討委員会説明資料 p.69
	資料2 p.70 生物の生息および生息環境の保全への配慮	⑤-1	・見出し①②③の末尾の「への配慮」という文言は削除することが望ましいと考える。(安田委員)	・見出し①②③④⑤の「への配慮」という文言を削除 →資料-2 第3回福井県海岸保全基本計画検討委員会説明資料 p.71
		⑤-2	・「生物の生息および生息環境の保全」との見出しについて、「生息・生育・繁殖」のように「繁殖」という言葉を入れる考え方がある。河川の計画ではすでに繁殖環境という記載がされているため、検討の参考としていただきたい。(柴田委員)	・見出しを「生物の生息・生育・繁殖環境の保全」に修正し、本文中にも繁殖の文言を追加 →資料-2 第3回福井県海岸保全基本計画検討委員会説明資料 p.71
	資料2 p.71 海岸保全施設の整備の考え方 資料2 p.72 海岸保全施設を整備しようとする区域	⑥	・p.72の文章や表中に、「背後地の人口や土地利用」に関する記載がある。これは、今後人口が減少していくという事実をもとにした記載と考えるが、唐突すぎる印象を受ける。その前のp.71の「海岸保全施設の整備の考え方」の中で、人口減少や集落のあり方の変化、土地利用の変化など、外力の変化だけでなく、整備の効果を受ける曝露側の変化についても考慮して整備を進めていく旨を記載したほうが良いと考える。(安田委員)	・海岸保全施設の整備の考え方で、気候変動を踏まえた将来の防護水準、ハード、ソフト対策の現状、地域特性の将来変化などを踏まえて施設整備を実施していく旨を記載 →資料-2 第3回福井県海岸保全基本計画検討委員会説明資料 p.72、73

第2回検討委員会における主な意見と対応

項目	第2回検討委員会資料のページと見出し	意見		対応
海岸保全基本計画素案	資料2 p.73 海岸保全区域の整備対象区域一覧	⑦	・表中の優先度については検討中とのことだが、どの程度の速さで対策を実施していくのか。(鈴木委員) ・優先度の欄はどういった表記になるのか。(田安委員長)	・「優先度」の欄を「影響度」とし、気候変動を踏まえた堤防・護岸の必要天端高に対して、天端高が不足する地区海岸を、気候変動の影響度が高い地区海岸として記載 ・影響度欄には、嵩上げ高の大きさを記号表記 ・本文中に、気候変動の影響度が高い地区海岸の整備に当たっては、現在の施設の整備状況、施設の耐用年数、地域毎の特性を踏まえ段階的に整備を進める旨を記載 →資料-2 第3回福井県海岸保全基本計画検討委員会説明資料 p.74、75
	資料2 p.75 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	⑧	・維持・修繕に関する事項を6章として記載しているが、内容的にはもっと前の章に該当するため、移動したほうが良いと考える。(柴田委員)	・他沿岸の事例を参照し、6章から3章3節へ移動 →資料-2 第3回福井県海岸保全基本計画検討委員会説明資料 p.76
	資料3、4 参考資料p.13 福井県のすぐれた自然情報図1999	⑨	・1999年時点のデータとなっており、少し古い情報だと考える。(田安委員長) ・また、若狭湾沿岸の資料-4 参考資料p.13でも加越沿岸の図が掲載されており、適切でないと考える。(田安委員長)	・加越沿岸については、最新情報であることを確認。若狭湾沿岸については、若狭湾の情報に更新 →資料-3、4 加越沿岸、若狭湾沿岸海岸保全基本計画 参考資料p.13